

岐阜県文化財保護センター調査報告書 第1集

史跡高山陣屋跡

郡代役宅跡発掘調査報告書

1991

岐阜県教育委員会

財団法人 岐阜県文化財保護センター

序

慶應四年（西暦1868）、正月二十三日、まよ中、――

重い、くらい灰色のもやが、ふかい雪にとざされた高山（タカヤマ）の町をすっきり蔽いつつんでいた。
（中略）もう郡代役所、すなわち高山陣屋の前の広場である。いかにも大名屋敷らしい、頑丈づくりの高い大きな表門が、雪をかぶった太い老松のかげに、いかめしく、がっちり立っていた。そして黒い高い板塀がその両がわに長々とひろがっていた。金輪際ゆるぐことのない絶大な封建的権力を人民どもに誇示するように。

飛騨における明治維新期の様子を著した、江馬 修の『山の民』の出だしの一節です。江戸時代天領として治められていた飛騨が、明治維新を向かえた時の状況が、ちょうど、この高山陣屋を中心舞台の一つとして描かれています。

高山陣屋は江戸時代の陣屋の様子を伝える全国唯一ともいえる遺構と言われます。第一次・第二次の整備事業の結果、高山陣屋の御役所及び御蔵の姿が鮮やかによみがえりました。今回、史跡高山陣屋跡第三次復旧整備事業を実施するにあたり、郡代役宅跡地の発掘調査を行うことになりました。

調査は平成3年4月1日をもって設立されたばかりの財団法人岐阜県文化財保護センターが行いました。今回の発掘調査により、ほんの一部かもしれませんが、厚いペールに閉ざされていた郡代役宅の様子が浮かび上がって来ました。用水池跡の堅固な石垣に当時の屋敷の壮さが偲ばれ、長く火熱を受けた竈跡に生活の匂いが感じられます。また、陶磁器類や金属製品とともに、土製の人形やミニチュア品等の玩具類など、様々な出土遺物によって当時の生活の様子が想像されます。

この報告書の作成・刊行にあたって、ご指導・ご協力を頂きました関係諸機関および各位に深く感謝を申し上げます。

平成4年3月

財団法人 岐阜県文化財保護センター

理事長 岩 崎 忠 夫

例 言

1. 本書は、史跡高山陣屋跡第三次復旧整備事業を実施するにあたり、郡代役宅の復元方法を検討する資料を得るために行った発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、岐阜県と委託契約を結んだ財団法人岐阜県文化財保護センターが実施した。
3. 「史跡高山陣屋跡」は、岐阜県高山市八軒町1丁目に所在する。本遺跡の発掘調査は、平成3年4月1日から平成4年3月31日まで実施した。

4. 調査にあたっての組織は次の通りである。

理事長	秋本 敏文	(平成3年4月1日～平成3年10月15日)
	岩崎 忠夫	(平成3年10月16日～平成4年3月31日)
副理事長	篠田 幸雄	
調査指導	岐阜県教育委員会	
指導調査員	大参 義一	(岐阜県文化財保護審議会委員、愛知学院大学教授)
調査課長	西村 覚良	
調査係長	只腰 正知	
調査担当者	上嶋 善治	
補助調査員	藤本真裕美	
事務局長	岩砂 仁	
事務局	小林 哲夫	

5. 遺物の整理・報告書作成にあたっては、上記の調査担当者のほか下記のセンター職員に協力を得た。

宇野 治幸・武藤 貞昭・川部 誠・各務 光洋・佐野 康雄・鈴木 昇

6. 報告書の執筆は、岐阜県教委文化課課長補佐町川克己氏の指導のもと上嶋善治が担当した。
7. 本発掘調査にあたって、高山陣屋管理事務所・高山市・飛騨県事務所・飛騨教育事務所には、多大な協力を得た。また、下記の地元の研究者、県内外の研究者諸氏には、調査及び報告書執筆にあたって、ご指導・ご教示を得た。記して感謝の意を表する次第である。

波多野寿勝・町川克己(岐阜県教育委員会)

田中 彰(高山市教育委員会)、石原哲弥(高山考古学研究会)

吉朝 則富(高山考古学研究会)、林 順一(土岐市教育委員会)

成瀬 晃司(東京大学)、藤沢 良祐(瀬戸市教育委員会) (順不同)

8. 遺構記号は次の通りである。

SP	用水池跡	SF	竈跡	SZ	地下式石室跡	SD	溝跡
SE	井戸跡	SB	建物跡	SX	性格不明の石組み		

9. 土層図・断面図等の基準線は、高山陣屋御役所のG.L.(576.361m)である。
10. 発掘調査作業及び整理作業には、下記の方々の参加・協力を得た。(順不同)
江原 勝郎・江原かずあ・川浦 泉・谷島喜代三・橋爪 繁信・倉本 正幸
瀬村 美緒・岡田 一雄・田邊 直子・梶田 幸子・田上 きぬ・坂口 邦三
岩本 裕一・上野 茂・中曾 裕子・土井 雅子・古田 洋子・荒木三恵子
小林 香・洞田トシ子

目 次

序	
例 言	
第1章 遺跡の立地と歴史的環境	1
第1節 遺跡の立地	1
第2節 高山陣屋の歴史	2
第2章 発掘調査の経過	7
第1節 調査の方法	7
第2節 発掘調査の経過	8
第3章 遺構	10
第1節 基本的層序	10
第2節 用水池跡	11
第3節 竈跡	13
第4節 地下式石室跡	15
第5節 溝跡	15
第6節 井戸跡	17
第7節 その他の遺構	18
第4章 遺物	19
第1節 陶磁器類	19
第2節 玩具類	31
第3節 金属製品	31
第4節 銭貨類	31
第5節 石製品	33
第6節 その他	34
第5章 まとめ	36
参考文献	38
遺物観察表	39
図版	45

挿 図 目 次

第1図	遺跡の位置	1
第2図	高山陣屋郡代役宅絵図	3
第3図	発掘調査グリッド設定図	7
第4図	基本的層序	10
第5図	6列土層図	10
第6図	トレンチ土層図	11
第7図	用水池跡（SP01）実測図	12
第8図	竈跡（SF01・SF02・SF03）実測図	14
第9図	SF02出土の整形された石	15
第10図	地下式石室跡（SZ01）実測図	16
第11図	溝跡（SD01・SD02・SD03）実測図	17
第12図	井戸跡（SE01）・建物跡（SB01）・性格不明の石組み（SX01）実測図	18
第13図	SP01出土陶磁器類（1）	19
第14図	SP01出土陶磁器類（2）	20
第15図	SP01出土陶磁器類（3）	21
第16図	各遺構出土陶磁器類	22
第17図	遺構外出土陶磁器類（1）	24
第18図	遺構外出土陶磁器類（2）	25
第19図	遺構外出土陶磁器類（3）	26
第20図	遺構外出土陶磁器類（4）	27
第21図	遺構外出土陶磁器類（5）	28
第22図	遺構外出土陶磁器類（6）	29
第23図	遺構外出土陶磁器類（7）	30
第24図	玩具類	32
第25図	金属製品	33
第26図	銭貨類	33
第27図	石製品	34
第28図	その他の遺物	35
第29図	遺構全体図	61

付 表 目 次

表1 高山陣屋関係年表

図 版 目 次

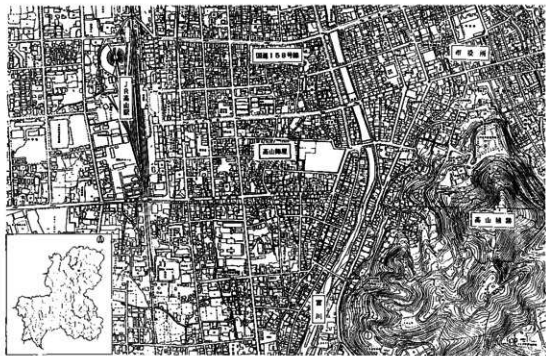
図版1	1. 発掘調査前全景 2. 高山陣屋跡調査区全景	45
図版2	1. H1~I11トレンチ 2. 作業風景 3. C2トレンチ 4. C3トレンチ	46
図版3	1. 用水池跡(S P01) 2. S P01南壁 3. 竈跡(S F01)	47
図版4	1. 竈跡(S F02) 2. 竈跡(S F03) 3・4. S F02出土の整形された石	48
図版5	1. 地下式石室跡 2. 竈跡(S D01) 3. 溝跡(S D03)	49
図版6	1. 井戸跡(S E01) 2. 調査区南部 3. 性格不明の石組み(S X01)	50
図版7	1・2・3. S P01出土陶磁器類(1)	51
図版8	1・2・3・4・5. S P01出土陶磁器類(2)	52
図版9	1. 各遺構出土陶磁器類 2. S Z01出土の甕 3. S Z01出土の甕の底部	53
図版10	1・2. 遺構外出土陶磁器類(1)	54
図版11	1・2・3・4. 遺構外出土陶磁器類(2) 5. 磁器皿底部	55
図版12	1・2. 遺構外出土陶磁器類(3)	56
図版13	1・2・3・4・5・6. 遺構外出土陶磁器類(4)	57
図版14	1. 遺構外出土陶磁器類(5) 2. 墨書のある陶磁器類	58
図版15	1. 玩具類 2. 金属製品 3. 銭貨類	59
図版16	1. 石製品(硯) 2. 石製品(石臼) 3・4. その他の遺物	60

第1章 遺跡の立地と歴史的環境

第1節 遺跡の立地

江戸幕府直轄地（いわゆる天領）の役所跡である高山陣屋跡は、高山盆地の中央部を流れる宮川の左岸に位置する。高山盆地は海拔560～600mの平坦地で、南方には位山の山脈によって形成された太平洋側と日本海側の分水嶺を控えている。遺跡は宮川によって形成された沖積層に立地している。

高山盆地は飛騨地方の中央にあり、古来より交通の要所であると同時に、政治・経済活動の中心地的役割を果たして来た舞台でもあった。現在は高山市の市街地が広がっている。高山陣屋跡はその市街地の中に位置し、宮川をはさんで、かつて高山城があった城山に相對峙している。



第1図 遺跡の位置

第2節 高山陣屋の歴史

高山陣屋の歴史を、今回の発掘調査の対象となった郡代役宅を中心にまとめると次のようになる。なお、以下は、文献(岐阜県教委1976)の「史跡高山陣屋跡の概要」を抜粋し、一部加筆したものである。

飛騨は、天正14(1586)年、豊臣秀吉の命を受けた金森長近によって平定され、以後6代107年間、金森氏が支配することとなった。

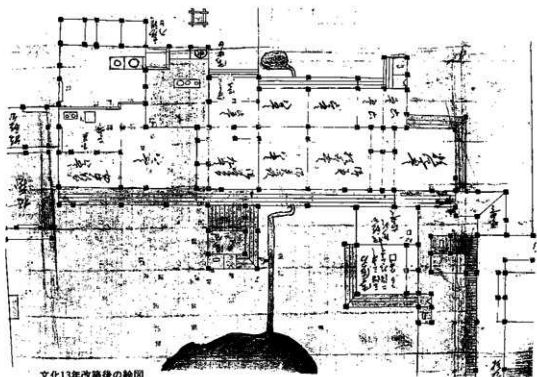
第6代金森頼岩は、將軍徳川綱吉の不興を買い、元禄5(1692)年、羽上ノ山に転封となり、飛騨国は江戸幕府の直轄地となった。

幕府は初代代官として関東郡代伊奈半十郎忠篤に兼務を命じた。伊奈郡代は、元禄5年9月に高山に着任し、金森兵庫等旧金森藩家臣4家の屋敷を敷いて会所とし、政務を執行し、12月に江戸に帰った。その後飛騨の幕領化が進められた。高山城は廃藩後、加賀藩主前田綱紀に在番が命じられていたが、元禄8(1695)年には、取り壊しとなった。高山城の破却とともに、旧金森藩侍屋敷も破却されてしまい、会所を改めて陣屋を置くこととし、元禄8年4月から旧金森家下屋敷をこれに当てることとした。

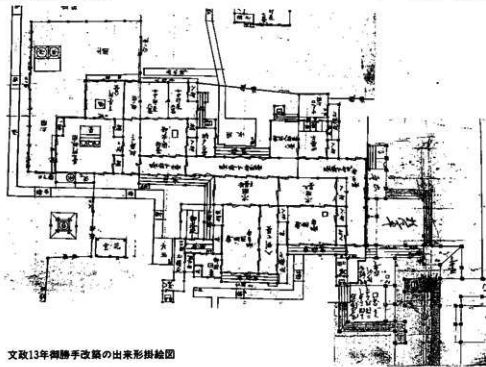
この金森家下屋敷については、その創建・規模ともに詳らかではない。金森氏時代末期に描かれたと推定される「高山町城下図」には、「御下屋舗」と記入されている一画が2ヵ所あり、一つは現在の本町通りと八軒町の角、もう一つは朝日町の付近にあたる。後者には、金森藩の定紋五曜の周囲を五角形に囲い、「金森伝八殿」と添え書きがあり、金森一族の下屋敷であったと思われる。前者は、現在の陣屋跡に当たり、定紋に囲いはなく、「出雲守殿」の添え書きがある。また「向屋敷」について、「飛騨国中案内」には、その場所を中橋の西とし、重頼の娘達の住まいであったと述べていることからみても、この「出雲守殿御下屋舗」を向屋敷として差し支えないであろう。これらのことから、絵図に添え書きの「出雲守」は6代頼岩をあらわすとしても、屋敷そのものは3代重頼の時に既に建てられていたということが推定できる。

なお、後述するように、享保10(1725)年に高山陣屋敷地の一部が払い下げ処分されているが、処分前の敷地は8345坪3合(約2万8000㎡)あったこととなり、少なくとも陣屋として接収した当時の「出雲守殿下屋舗」はこの程度かもしくはそれ以上であったと思われる。

この広大な敷地内での建物が、どのような形態・規模で配置されていたかはよく分らないが、元禄8年4月に高山陣屋とされた時には、既存の建物を何ら改造することなく、そのまま利用したようである。わずかに城内三の丸にあった米蔵二棟16戸前をこの敷地内に移築して邸蔵とし、とりあえず飛騨代官役所としての形を整えたのであるが、この邸蔵は伊奈忠篤が執っ



文化13年改築後の絵図



文政13年御勝手改築の出来形掛絵図

第2図 高山陣屋郡代宅絵図

た政策の一つ「市売米」の制度に欠くべからざる施設であったからであろう。しかし一方では、高山陣屋での行政は正徳5（1712）年4代代官森山実道が専任となるまで、引き続いて関東郡代伊奈氏が兼務しており、また元文4（1739）年7代代官長谷川忠崇が任地在勤を行うまで本陣は江戸に置かれ、年一回秋季に年貢検収に来陣する程度であったから、ほとんど役所としての機能をもった建物に改める必要もなかったからであろう。

6代代官長谷川忠国は老朽化した下屋敷建物を建て替え、陣屋としての規模を改めて行政の便を計ることを意図した。

享保10(1725)年9月、在来屋敷の古材を利用し、規模を必要限度にまとめて建て替えを行ったのであるが、この時に初めて代官役所として最も重要な「御役所」と「御役宅廻り」とを区分し、形態を整えたものと思われる。当時の建物配置などについては、現在のところ不明である。この改修によって敷地規模は1300坪余りとなり、下屋敷時代よりは約4割に縮小され、不要の分は町方に売却されている。

このように整備された陣屋も享保14（1717）年に加茂郡下川辺村の出張陣屋が設けられて管轄する区域が広くなり、さらに7代代官長谷川忠崇が元文4（1739）年から任地在勤を始めると、陣屋としての施設に不足が生じたとみえ、享保10年に売却した土地を借地して、手付・手代の役宅や長屋を新築している。

ついで、明和4（1767）年には越前国の幕領2万6000石も飛騨代官の所轄となり、安永6（1777）年には12代代官大原紹正が郡代に昇進し、ここに飛騨は関東・西国筋・美濃と並んで江戸幕府直轄地の中でも有数の地位を占めることになった。

大原紹正とその子2代郡代大原正純の治世は、明和・安永・天明年間にわたるいわゆる「大原騒動」が起こり、激動の時代であった。そしてこの頃、天明2（1782）年に陣屋御用場から出火したが、大事には至らなかったようである。

大原正純が陣屋敷地を拡張して郡代陣屋としての整備をもくろんで果たさなかった建物の改修は、6代郡代芝正盛によって文化13（1816）年に着手された。しかし、御役所・御用場など表向きの部分が完成した段階で、当初見積額の約10倍に当たる384両余りを要したことから、郡代役宅の座敷・勝手廻りの建て替えを延期せざるを得なかった。

8代郡代大井永昌は文政13（1830）年から天保3（1832）年にかけて、郡代役宅をはじめ手付役宅・手代役宅・用人長屋・御蔵番長屋・御物見などを建て替え、さらに御役所玄関の屋根葺き替えを行うなど陣屋の改修に力を注いだ。

文化・文政及び天保指図を比較検討すると、郡代役宅については、文化13年の主屋改修時に費用が賄えず、やむを得ず主屋と切り離して別棟とし、渡り廊下で連絡するようにしただけであったものを、文政13年にすっきり建て直し、規模・平面とも郡代陣屋の典向建物として整備したのである。この郡代役宅は、後に明治14（1881）年と大正元（1912）年の二度にわたって

取り壊され、また、「御蔵番長屋」・「御物見」などは、同じく明治16（1883）年に解体撤去されてしまった。

慶応4（1868）年正月、維新政府の軍が美濃に進駐し、飛騨鎮撫使竹沢寛三郎の高山入国が伝えられると、14代郡代新見正功は、手代に後事を託してひそかに江戸へ逃げた。

翌2月4日、竹沢寛三郎のひきいる東征軍先鋒は高山に入り、「天朝御用所」の立て札が高山郡代陣屋表門に立てられ、飛騨における徳川幕府の統治は終わった。

しかし高山陣屋は引き続き鎮撫使の役所として用いられ、慶応4年5月に県政が施行されると飛騨一國は「飛騨県」となり、翌6月には高山県と改称され、初代知事に梅村速水が登用され、県庁は高山旧陣屋に置かれた。

その後、明治4（1871）年高山県は廃されて筑摩県の管轄となり、陣屋は筑摩県高山出張所の庁舎として使用され、明治9（1876）年再び県制が変わって、岐阜県の管轄となり、陣屋は引き続き岐阜県飛騨支庁舎に利用された。明治12（1879）年には郡制の施行に伴って大野・吉城・益田三郡を統べる郡役所庁舎となり、後に明治30（1897）年になって「大野郡役所」と名称が変わっている。

この間に、明治14年には高山区裁判所が新築されることとなり、その敷地に当てるため陣屋の北側部分が撤去され、明治16年には郷蔵の東側1棟4戸前が民間に払い下げられるとともに、高山警察署の新築のために蔵番長屋も撤去されてしまった。次いで大正元年、陣屋西方にあった旧郡代役宅が撤去されて、その跡に郡会議室が建てられた。大正13（1925）年には陣屋奥庭の西方にあった「馬屋」・「土蔵」・「仲間部屋」及び天保12（1841）年に移築されていた「靈符神祠」などが撤去されて岐阜監獄高山支所（後に岐阜刑務所高山拘置支所）が新設されている。

大正15（1926）年の郡制廃止に伴って高山陣屋跡は岐阜県飛騨支庁となり、さらに昭和4（1929）年史跡に指定されたのち、昭和17（1942）年11月には高山地方事務所に改められた。また昭和31（1956）年には飛騨県事務所となった。昭和44（1969）年県事務所は上岡本町に新築された飛騨総合庁舎に移り、陣屋は史跡として保存が計られることとなった。

岐阜県教育委員会は民有化されていた「郷蔵」とその敷地を買収し、表門前の広場をもふくめて史跡全体の整備計画を立て、昭和45（1970）年9月より第一次整備事業に着手した。この復旧工事は昭和48（1973）年3月に完成した。

その後、旧高山陣屋敷地内の東北側を占めていた岐阜地方裁判所高山支部及び南東側にあった岐阜地方検察庁高山支庁が移転したことを機に、史跡の追加指定を受け、昭和54（1979）年度より第二次復旧整備事業が進められ、昭和58（1983）年に終了した。

平成元年高山拘置支所の移転に伴い、史跡の追加指定を受け、第三次復旧整備事業を行うことになり、今回の発掘調査を実施するに至った。

表1 高山陣屋訪問関係略年表

年 号	事 項
天正14	1586 豊臣秀吉、金森長近を飛騨に封ず
元禄5	1662 金森頼岑、出羽上ノ山に移封。飛騨金森領天領となる
8	1695 初代代官伊奈忠篤（関東郡代）、代官所を金森兵庫邸に置く
正徳5	1715 金森下屋敷を代官所とし、高山陣屋と称す
享保10	1725 この年より高山代官専任となる
元文4	1739 陣屋建て替え、古材利用とし規模を縮小す
明和3	1766 この年より代官任地在勤を始める
安永元	1772 明和騒動起こる
6	1777 安永騒動起こる
天明5	1785 飛騨に郡代を置く
文化13	1816 天明騒動起こる
文政13	1830 陣屋御役所改修
天保3	1832 郡代役宅、用人長屋建て替え
明治元	1868 陣屋御座敷建て替え
2	1869 飛騨鎮撫使竹沢寛三郎高山陣屋に入り、天朝御用の高札を立つ
4	1871 梅村騒動起こり、陣屋建物の一部毀損する
9	1876 陣屋を岐阜県飛騨出張所庁舎とする
12	1879 陣屋を岐阜県飛騨支庁舎とする
14	1881 陣屋を大野・吉城・益田三郡役所庁舎とする
16	1883 高山区裁判所新築により、陣屋北部の建物撤去さる
30	1897 高山警察署新築により御蔵長屋を撤去する
大正元	1912 陣屋を大野郡役所庁舎とする
13	1924 陣屋役宅跡に郡会議堂を建つ
15	1926 陣屋奥庭西方に岐阜監獄高山支所を建設
昭和4	1929 陣屋を岐阜県飛騨支庁舎とする
17	1942 史跡名勝天然記念物保存法により史跡指定
31	1956 支庁を廃して飛騨地方事務所とする
44	1969 地方事務所を廃して飛騨県事務所とする
45	1970 飛騨県事務所庁舎新築により移転
49	1974 御蔵敷地建物を県有とする
58	1983 10月より陣屋跡修理及び環境整備事業始まる
平成元	1989 3月陣屋跡修理及び環境整備事業完了
2	1990 第二次復旧整備事業終了
	高山均置支所移転
	前年から2か年をかけて、高山均置支所移転跡地を県有とする

文献（岐阜県教委1974）の「史跡高山陣屋跡年表」をもとに作成

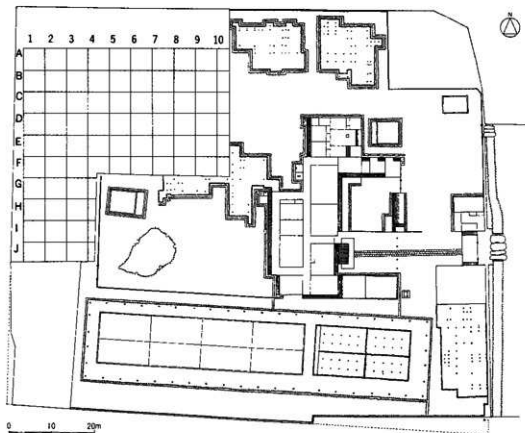
第2章 発掘調査の経過

第1節 調査の方法

グリッドの設定は5m×5mとし、北から南へA・B・C…とし、西から東へ1・2・3…とした。現在建っている高山陣屋の西北隅（書役部屋北西）を基準にA列は北へ11m、1列は西へ65mの所である。発掘調査の範囲は文政13年の図面を参考にして、郡代役宅があったと思われる範囲であり、その他に、遺構等の確認のため適宜トレンチを入れることにした。

ちょうど郡代役宅があったと思われる地点は、かつて高山拘置支所の主要建物があった所である。移転後のコンクリート塀抜き取り穴の壁面を利用して土層を確認して発掘を始めた。

今回の発掘調査の目的は、史跡高山陣屋跡の第三次復旧整備事業に向けてのものであるので、江戸時代の遺構はできるだけ現状のままにし、その下の発掘は最小限度にとどめた。



第3図 発掘調査グリッド設定図（文献〈岐阜県教委1976〉を利用して作成）

第2節 発掘調査の経過

平成3年4月1日に財団法人岐阜県文化財保護センターが設立され、発掘調査の準備にかかった。4月19日に調査始め式を行ったが、現地での調査の経過は次の通りである。

第1週(4.16~4.19) 用具の搬入・整理とともに、現在の建築物から、文政13年の図面を参考にして郡代役宅の外郭線を引き、発掘区の目安をつける。4月19日に調査始め式を行った。

第2週(4.22~4.26) 高山拘置支所のコンクリート掘抜き取り跡をトレンチと見立てて土層の観察をしてから、表土剥ぎにはいる。E列で幅約1mの石列(円礫)が2本東西方向に並んでいるのを確認した。小礫混じりの土であるため掘り進めるのに苦労した。

第3週(4.30~5.2) D列では拘置支所取り壊しの際のコンクリート塊が多く見られ、広範囲にわたって攪乱されていることが明らかになった。D8区は雨天の翌日、他地区は水はけがよいのに対してここだけ湿った状態になったままで、遺構の可能性が予想された。

第4週(5.7~5.10) 中央部6列にトレンチを入れた。石列(円礫)は布掘りして築いた拘置支所の基礎土台部と判明した。E6からF6にかけて緑色片岩の巨石(径1m以上)が2つ見つかった。かつて庭石などに利用していたものと思われるが遺構に伴うものではないようである。F8の攪乱層から長さ約30cmの切り石が見つかる。「高山土工?」の文字が刻まれていた(第28図)。E8区で東西に並ぶ石列を発見。用水池跡の一部であった。

第5週(5.13~5.17) E6区で石列が方形に並んでいるのが確認された。後で判明する地下式石室跡であった。中央部から西部にかけて、重機で慎重に掘り下げた。発掘区以外で遺構等の確認のためトレンチを3ヵ所(C2区、C3区、H1~I1区)掘った。

第6週(5.20~5.24) 4列から7列の遺構検出を進めた。C4区で弧状に並ぶ切り石と焼土を検出。竈跡(SF01)であった。D4区で井戸跡(SF01)検出。D5区で方形に石を組み中央に木製の箱状のものを据えた遺構を検出したが、布掘りの石列を切った状態であり時代は新しいものと判断した。E7区とE6区で焼土を検出。竈跡(SF02、SF03)であった。F6区で南北に並ぶ石列を検出。北端で西に折れてつづく溝跡の一部であった。C2・C3・H1~I1の各トレンチでは攪乱が激しいことを確認した。

第7週(5.27~5.31) SP01の周囲を確認した。F4~F5区にかけて井戸跡検出の作業に入った。SF01・SF02・SE01を掘り進んだ。D7区でトレンチを入れたが、後世の大きなゴミ穴があった。拘置支所の建物の内側は基礎工事のため攪乱されており、建物の外側はゴミ穴等でやはり攪乱されている。

第8週(6.3~6.7) C7区とD5区で石列確認。溝跡と推定される。SP01を掘削。土人形(武人像)・土製品(模造貨幣)出土。E8区で石甕(SX01)を検出。性格はよく分か

らない。

第9週(6.10～6.14) S F 01 の周辺で三和土と思われるかたい黄色土の広がりを検出した。E 9 区で溝跡と思われる地点があったが、掘り込みが浅く詳細はよく分からなかった。

第10週(6.17～6.21) S F 02 は二口の竈であったことが判明した。S Z 01 を掘削。廃絶の際の石が多く詰め込まれていた。

第11週(6.24～6.28) 天候不順の日が多く作業があまり進まなかったが、6月26日に空中写真を撮影した。その後、各遺構の実測作業を始めた。

第12週(7.1～7.5) 各遺構の実測図作成および写真撮影を続ける。

第13週(7.8～7.17) 各遺構の実測図作成および写真撮影を終了し、7月13日に、調査納め式と現地説明会を開いた。その後2日間、用水池跡周辺の精査を行い、現地での調査を終え、整理作業に入った。

第3章 遺 構

第1節 基本的層序

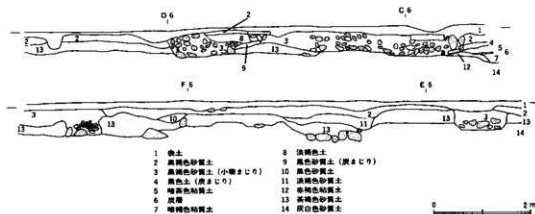
第1層は攪乱層で、拘置支所取り壊しの時の整地作業などによるものである。第2層は小礫混じりの黒褐色砂質土で、整地層と考えられる。第3層は茶褐色砂質土で、この層を掘り込んで江戸時代の遺構がある。第4層の灰白色砂質土層以下、宮川による堆積が繰り返されているようである。(第4図)

また、高山陣屋跡の沿革と発掘調査時の所見により、次のような点が明らかになった。

- ・ 岐阜監獄高山支所新築にあたって、郡会議室を取り壊したうえで整地作業が行われている。
- ・ 幅1m、深さ50cmの大きさを布掘りし、人頭大の礫石を入れて付き固め根石とし、建物の土台基礎部の工事を行っている。これは木造建築物ではあったが、施設の性格上、非常に強固に構築する必要があったことによるものであったことがわかる。



第4図 基本的層序



第5図 6列土層図

こうしたことにより、郡代役宅の建物遺構はほぼ完全に破壊されてしまっていたが、江戸時代の生活面下に掘り込まれた遺構をいくつか検出することができた。

H1～I1トレンチ (第6図)

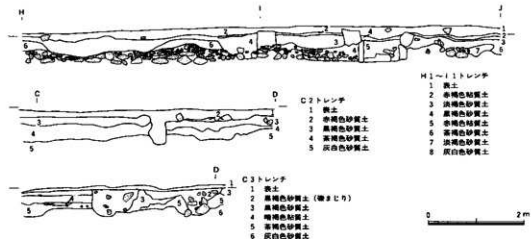
発掘調査地点の南西部に位置する。後世の建築物の基礎が深く築かれており、コンクリート塊を含む攪乱層が広がっている。遺構は確認されなかった。

C2トレンチ (第6図)

遺物がほとんど出土せず、遺構は確認されなかった。

C3トレンチ (第6図)

高山拘置支所の基礎工事によって攪乱されており、遺構は確認されなかった。



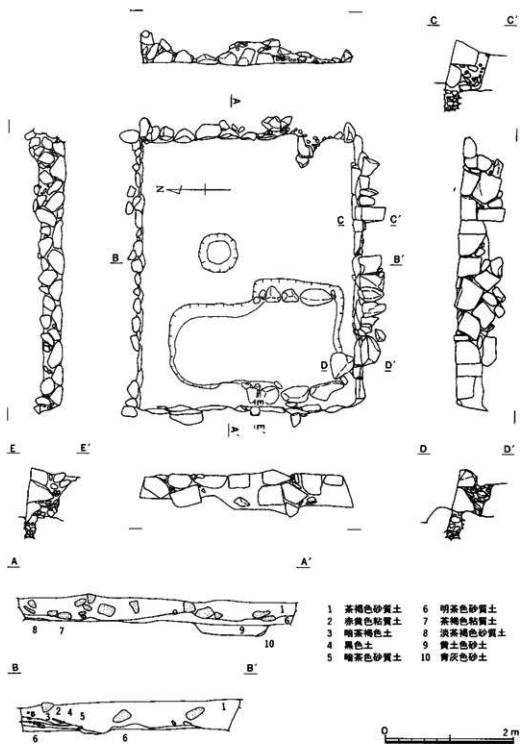
第6図 トレンチ土層図

第2節 用水池跡 (SP 01) (第7図)

表土を剥いで行く段階で、雨天の後、D8グリッドのあたりのみ他地点に比べて水はけが悪く、何か遺構の存在を予想させていた。

形は長方形で周囲に石垣が巡らしてあった。規模は東西 4.1m、南北 3.4m、深さは現状で 0.7mを測る。西端部に一段掘り下げて、いわゆる水溜め場を設けている。この部分は東西 1.6m、南北 2.6m、深さ 0.2mで、池底の約5分の2の面積を占め、南側半分は周囲を横積みになされた長径約30cmの川原石が巡っていた。

文政13 (1830) 年の「出来形掛絵図」には、「用水」と記された方形の池があり、位置的にも



第7圖 用水池跡 (SP01) 實測圖

合致する。

池全体の構築方法を見ると、南方は割り石の間知石積みで、他の三方は川原石の木口積みである。間知石積みの部分は、表面が丁寧に加工されているが、上部は川原石の木口積みになっており、後から手加えられたものかもしれない。現存する石垣の上端は、高山陣屋御役所のG.L.比が-22.5cmである。

池の西方が低いということと、前述の図より、水の取り入れ口は東辺の南部と推定されたが、攪乱が激しく不明であった。同じく出水口も北辺、西辺ともに残存状況が悪く確認できなかった。

南壁に2カ所、西壁に1カ所、石垣の石が抜けたような状況の所があった。覆土を除去したところ、一辺約15cm四方で、池底から下方に深さ30cm～40cmの堅穴が確認された。壁は石が組まれており、底部は扁平な石が敷かれた状態になっていた。池を臨む何らかの施設の柱穴の可能性はある。

出土遺物は陶磁器類、銭貨（寛永通宝）とともに、玩具類が出土している。

第3節 竈跡（第8図）

竈跡が3カ所で検出された。いずれも周辺部まで赤く焼けて長く使用された痕跡が認められる。石を円く積み上げて作ったいわゆる焼成部と、薪などを供給する場所である燃焼部から成っており、両者は炊口で結ばれている。¹¹

S F 01

C4グリッドで赤く焼けた切り石が円弧状に連なっている所を検出した。文政13年の間取り図の台所にも竈があり、位置的にも合致する。

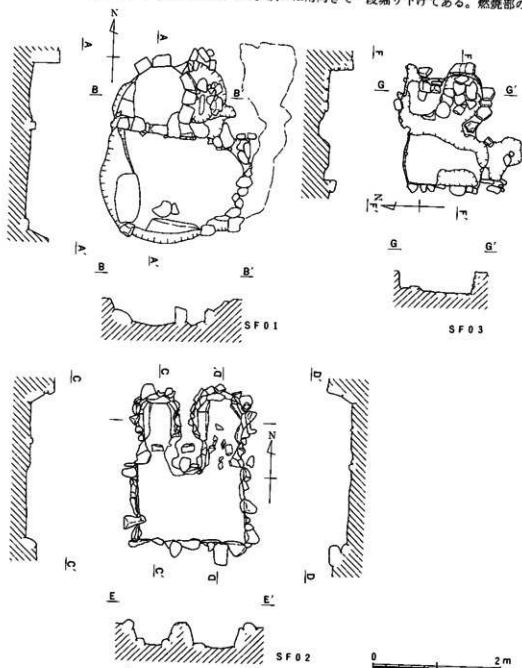
周囲が攪乱されているが、南北2.9m、東西2.0mを測る。焼成部は切り石が北方に3個円弧状に位置し、炊口は南である。内径0.9mのこの焼成部の東側にも焼成部の痕跡がある。二口竈の可能性もあるが、確認はできなかった。燃焼部は攪乱が激しく周囲の確認は困難であるが、現状では東西2.0m、南北1.7mを測る。南西の長さ約80cmの石は竈を構築していたものかどうか不明である。江戸時代の竈の発掘例として、東京大学本郷構内法学部7号館・文学部3号館建設地遺跡のC2-1号組石遺構がある。報告書によると、「石組の石材は不整形のものもあったが、ほぼ方形になるようノミもしくはタガネによって整形されていた」とあり、本遺構と同様の構造であったと思われる。¹²

S F 01の北東部に最大幅0.8m、長さ2.8mの黄色土の固い面を検出した。台所土間のいわゆる三和土（たたき）の痕跡と判断した。台所周辺は、御役所より約30cm低かったことになる

ようである。

S F 02

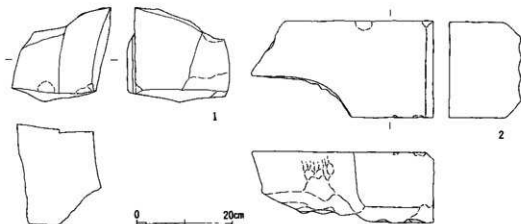
二口竈で南北 2.4m、東西 1.7mを測る。炊口は南向きで一段掘り下げた。燃焼部の周



第8回 竈跡 (SF01・SF02・SF03) 実測図

囲は川原石が横積みになっている。焼成部の構築方法はSF 01と異なり、大きめの川原石の偏平の面を内側に向けて三方に揃え、その上にさらに川原石を積み上げている。さらに底部には平行に東西に段が作られている。遺構内に多くの石が埋まっていた。上部の石組みの一部であったと思われる。その中に、円弧状に整形された部分を有する石が2個見つかった。第9図の1は西側の、2は東側の焼成部から見つかったものであり、竈の上面で羽釜等をかける部分であったと思われる。江戸時代の竈の調査例として、旧太田宿協本陣林家住宅のものがあるが、報告書によると、「中塗取外し」段階で同様の石組みが見られる³⁾。然焼部は、東西1.7m、南北1.2mを測る。

この竈は、文化13年の絵図に見られる竈の可能性が高い。



第9図 SF 02出土の整形された石

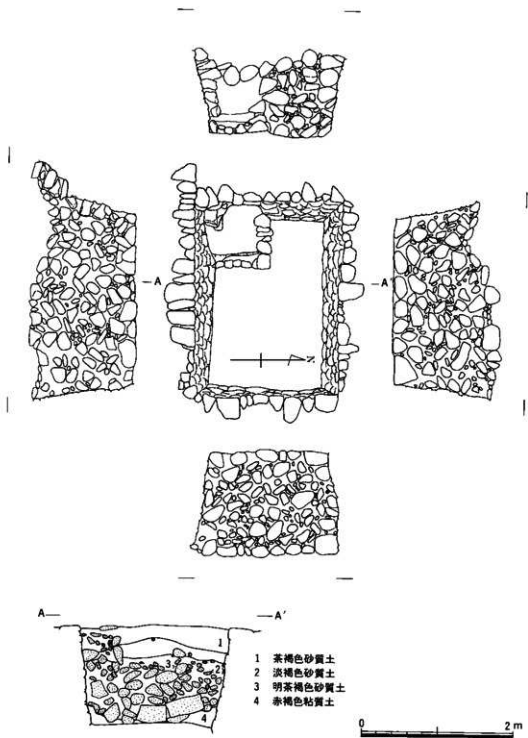
SF 03

大きく擾乱されており、残存状況は悪い。東西1.8m、南北1.2mを測り、炊口は西である。後述のSZ 01が築かれた時に壊されている。焼成部は内径約0.6mで偏平な石を円弧状に積み上げてできており、底部は偏平な石が敷いてある。二口竈であったかどうかは不明であるが、SF 01も同様であるが、北側に補助的な竈があったのかもしれない。

文化・文政の各間取り図に該当する竈はなく、それ以前のものと考えられる。

第4節 地下式石室跡 (SZ 01) (第10図)

東西2.6m、南北1.9m深さは現状で1.4mを測る。西南隅に、東西70cm、南北60cm、高さ20cmの段が残存しており、階段が設けられていたと推定される。また、南西方向に石列が少し延びているので、やはり出入り口はこの方向であったと思われる。周囲の壁は川原石を木口積みし粘土で目詰めしている。



第10圖 地下式石室跡 (SZ01) 實測圖

底部に「八十五」と墨書された陶器の甕が出土している。台所に伴う施設と予想され、食料等の保管などを行った、いわゆる室（むろ）の一種と判断した。文政13年の「出来形掛絵図」に重ね合わせると、「臺所板ノ間」の南西部、棚と板廊下の下あたりに位置するようである。

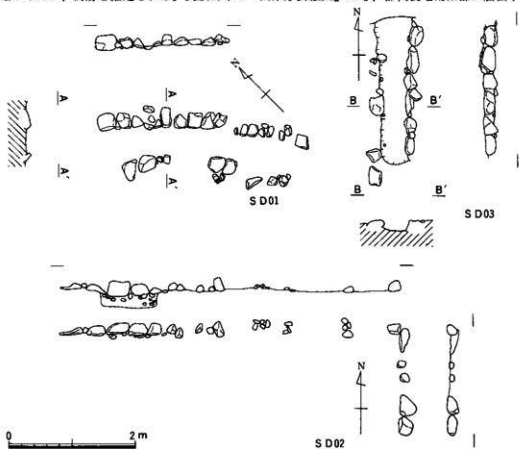
第5節 溝跡（第11図）

SD 01

SP 01の北西に、幅45cmの間隔で石列が南東から北西方向に3mの長さにわたって配置され、これは用水池からの排水路の可能性もあるが、池との関係は明確にできなかった。

SD 02

川原石が東西方向に5.3m並び東端で南に折れて1.6m並んでいる。反対側の石は確認できなかったが、溝跡と推定される。文政13年の「出来形掛絵図」でも、郡代役宅南西部に屈曲す



第11図 溝跡 (SD 01・SD 02・SD 03) 実測図

る溝があり、位置的にも合うようである。御役所のG.L.比は-25.5cmである。

SD 03

D 5区で南北方向に長さ 2.1mの石列があり、その西側45cmの所に石列の痕跡があったので、溝跡と推定した。

第6節 井戸跡 (SE 01) (第12図)

川原石を木口積みにし、内径55cmを測り、深さは不明(ただし1m埋土は排除した)で、やや袋状に下に行くほど広がっている。遺構の破壊を避けるため断ち割り調査は行わなかった。掘り方は、直径 1.5m~ 1.6mの不整形を呈している。廃棄時期は埋められていた瓦礫より大正年間と推定される。文政13年の「出来形掛絵図」では台所の土間の中に位置する。

F 5グリッドのあたりは、文政13年の「出来形掛絵図」より井戸跡の存在が期待されたが、確認できなかった。

第7節 建物跡 (SB 01) (第12図)

SD 02の北側に平坦な石が3個直線的に並んでおり、礎石の可能性がある。中心間の距離は西が約90cm、東が約 180cmである。他には礎石と考えられる石はなかった。「出来形掛絵図」では、「御茶之間」南側の縁側のあたりに位置する。御役所のG.L.比は-22.5cmである。

第8節 その他

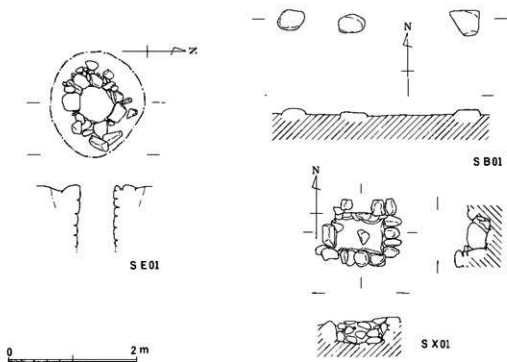
性格不明の石組み (SX 01) (第12図)

東西 0.9m、南北 0.6m、深さは現状で 0.4mを測る。川原石が三段から四段横積みされているのが確認された。池の南に位置するが、用途などは不明である。

註 1) 「焼成部」・「燃焼部」という名称は仮称である。

2) 東京大学遺跡調査室「東京大学本郷構内の遺跡 法学部7号館・文学部3号館建設地遺跡」1990

3) 文化財建造物保存技術協会「重要文化財大田協本陣林家住宅修理工事報告書」1985



第12図 井戸跡 (SE01)・建物跡 (SB01)・性格不明の石組み (SX01) 実測図

第4章 遺物

遺物の主体は江戸時代後半期から明治以降のものである。以下、陶磁器類、玩具類、金属製品、銭貨類、石製品、その他の順に記述する。

第1節 陶磁器類

遺構内から出土したものとそうでないものに分けて記述する。

SP 01 (第13～15図)

1～7は磁器の碗類。口径5.4cm～8.4cmの小型のものばかりである。1～4は染付の端反り碗である。1は「赤壁賦」を主文様とし、「大明宣徳年製」の底裏銘がある。5は高台脇から丸みをもってやや開き気味に立ち上がっている。6は色絵で、高台脇から丸みをもって胴部で内湾し口縁部は開いている。焼継ぎがなされている。7は胴部下方は丸みを帯び、上方はほぼ直立している。1・2・4・5・6・8・10は肥前系、3・7は瀬戸・美濃系である。8は磁器の蓋物である。9・10は器形がよくわからないが、御神酒徳利の類であろう。11は白磁のいわゆる紅玉である。8は18世紀代、4・6は19世紀代のものである。

12以下は陶器・土器である。12は生焼けの小碗である。胴部下方は丸みを帯び、上方は直立している。13は鉄釉の徳利の口頸部である。14はいわゆる糸目土瓶の蓋である。笠部に対して直立したかえりを有し、笠部中央に宝珠形のつまみがある。同種のものにはほぼ同様の形態である。長方形の押捺印がある。15・16は在地系の小皿。腰部より直線的に開いており、腰部より底部にヘラ削り調整が行われている。内面のみ釉がかかっている。いわゆる手塩皿と推測される。17・18は受付灯明皿。腰部より直線的に開いている。内面に棧が設けてあり、17では1ヶ所切られた所があり、18では1ヶ所穿孔されている。腰部より底部にヘラ削り調整が行われている。19は高台脇から垂直に立ち上がる筒型碗。「菊割花つなぎ」文様のいわゆる太白煎茶碗である。19世紀前半のものであろう。20は植木鉢。腰部から丸みをもって立ち上がり、口縁が折縁になっている。底部中央が穿孔されており、三足がついている。21は汁次。22は土鍋。鉄釉が施され底部は偏平になっている。23はいわゆる青土瓶の胴部。注口・把手および底部は欠損している。

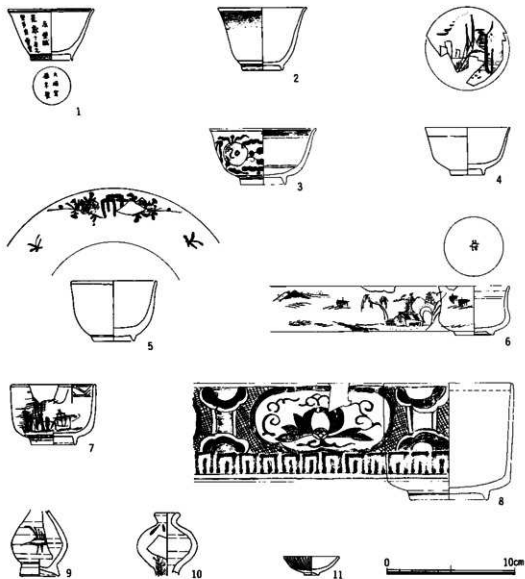
24～27は万古系の急須で、24は蓋、25は胴部から底部、26は注口、27は把手である。24は落し蓋状で、笠部およびつまみは指押さえて成形されている。笠部に1ヶ所穿孔があり、縁辺に弧状の沈線が巡らされている。25の肩部にも24と同様の沈線が巡らされている。25・26・27は

接合不能のため形状は明らかにできない。なお、25は胴部と底部を図上で接合復元したものである。

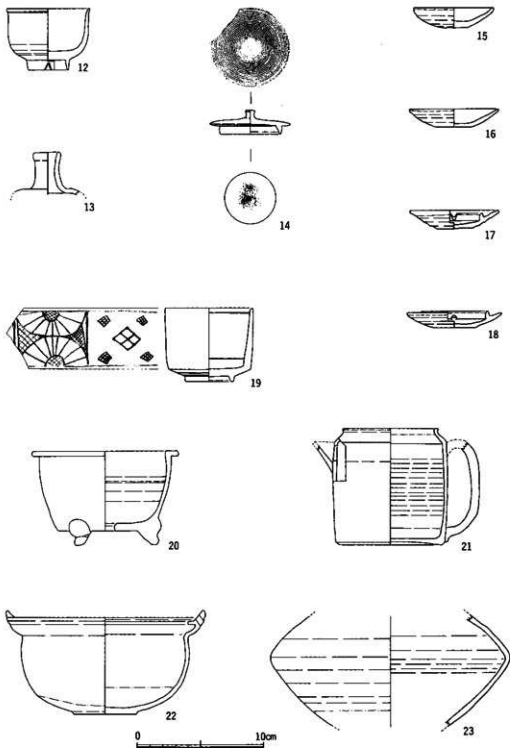
28~30は土師質皿。28は平底で外面はミガキ調整されている。29・30は手捏ねである。

S F 01 (第16図31~33)

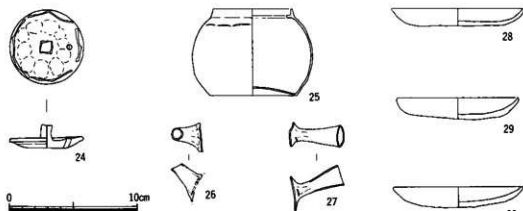
31は瀬戸・美濃系の磁器碗。腰部から丸みをもって上方は直線的に立ち上がる。文様は丸文。
32は受付灯明皿。腰部より直線的に開いている。腰部より底部にヘラ削り調整が行われている。



第13図 SP01出土陶磁器類



第14圖 SP01出土陶磁器類(2)



第15図 SP01出土陶磁器類(3)

内面の棧に1ヶ所切り込みがある。33は土瓶の底部と思われる。底には煤が付着している。

S F 03 (第16図34)

34は瀬戸・美濃系の磁器。広東碗の底部と推定される。幕末のものであろう。

S Z 01 (第16図35～38)

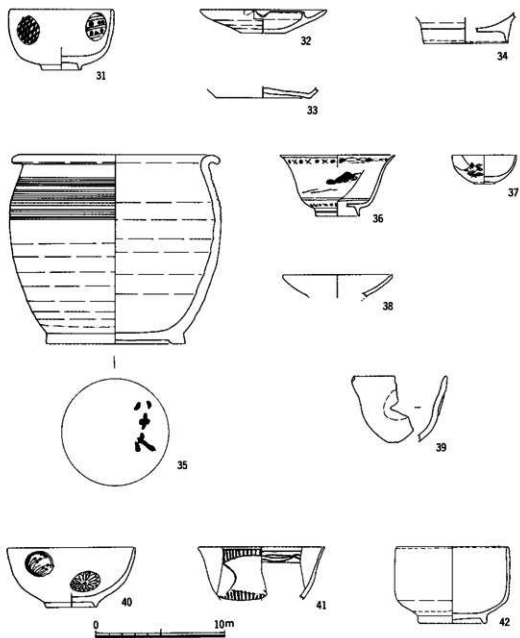
瀬戸・美濃系の甕。胴部が湾曲し口縁は折縁となっており、肩部に沈線が10条巡っている。底裏に「八十五」と墨書されている。36は瀬戸・美濃系の磁器の端反り碗。37は磁器の小杯。高台脇から丸みをもって開いている。38はかわらけ。底部は欠損している。口縁部に煤が付着している。

S E 01 (第16図39)

39は瀬戸・美濃系陶器のいわゆる拳骨茶碗の破片である。

S X 01 (第16図40～42)

40は瀬戸・美濃系の磁器碗。高台脇から丸みをもって開いている。色調は31とよく似ている。18世紀後半のものであろう。41は瀬戸・美濃系の磁器碗の口縁部の破片で、端反りである。42は高台脇から垂直に立ち上がる碗。鉄釉が施されている。



第16図 各遺構出土陶磁器類

遺構外出土の陶磁器類（第17～23図）

形状が比較的わかるものを掲載した。43～73が磁器類、74～118が陶器及び土器類である。

43～50は碗類。45～50は丸碗。いずれも高台脇から丸みをもって開いているが、48は腹部でやや屈曲している。45は半円重ねの文様を描き、口縁内面は四方摩文を巡らしている。46は矢

管文を、47は草花文を描いている。48は見込みに「年造」と記されているが、右半分が欠落している。49は草花文を描き、見込みに「寿」が描かれている。50は小碗である。上絵付けがされていたようであるが確認できない。45・46・47・50は肥前系、43・44・48・49は瀬戸・美濃系と思われる。いずれも19世紀前半のものと思われる。

51～59は皿類。51～55は腰部が丸みをもって口縁が直線的ないいわゆる丸皿。53は腰部がやや直線的に開いている。54・55は蛇ノ目凹形高台である。51は蛸唐草を主文様とし、見込み五弁花を描いている。底部にハリ支えの痕跡がある。底裏銘として「化年」の文字がある。「大明成化年製」の2行6字銘の一部と推測される。53も同様に「化年」の文字がある。54は舟？、55は山水家屋図？が描かれている。56～58は口縁端部が花卉状に切り込まれた、いわゆる菊皿。56は蛸唐草文、57は舟、58は山水家屋図を描いている。なお57の口縁端部は、鉄錆を塗ったいわゆる口紅装飾が施されている。59は角皿の一部である。いずれも肥前系で、58・59は19世紀、52・56は18世紀代、51は18世紀前半のものと考えられる。

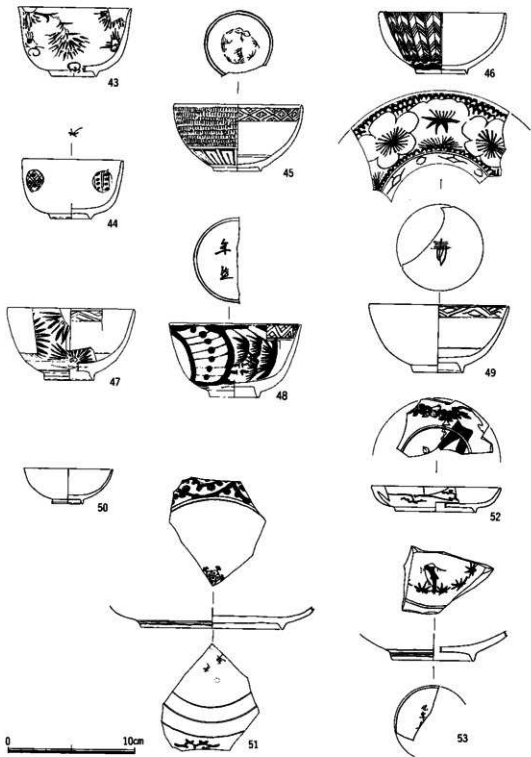
60は段重。61・62は器種不明であるが、蓋物と思われる。63・64は蓮華である。65～68は蓋類。65・67・68はかえりがついている。66は嬰略文が描かれている。69は油壺、70は徳利、71は神酒徳利と推定される。いずれも草花文である。72は仏飯器の一部である。73は灯明の芯押さえと思われる。透かし彫りで花卉が描かれている。60・62・63・64・73は肥前系で19世紀のもの、69・71・72は同じく肥前系で18世紀代のものであろう。

74～79は碗類。74・75は胴部下方は丸みを帯び、上方はほぼ直立する筒形型碗。77は高台脇から胴部、口縁部にかけて丸みをもって開く丸碗。底裏に「監」と記されている。監獄の監であろうか。78は胴部下方が丸みを帯び、上方にかけて内湾する丸碗。76は丸碗であるが口縁部が折れ縁となっている。見込みに「寿」の文字が書かれている。79は華骨茶碗である口縁部の破片であるため、全体の形やくぼみの数などは判断できない。

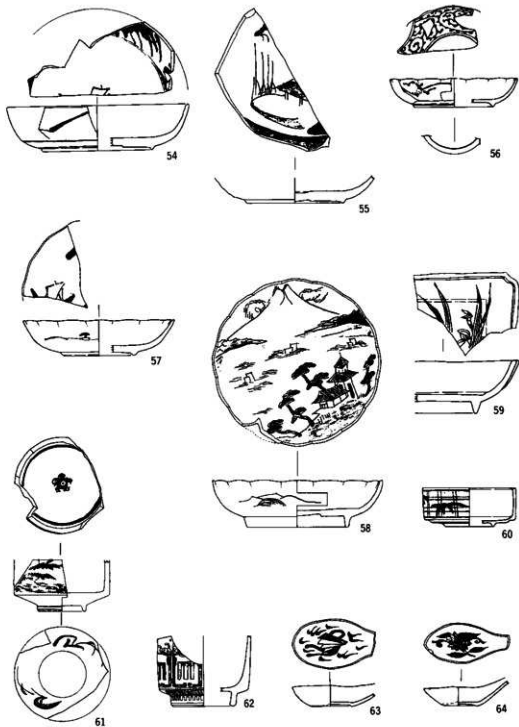
80は高台の付く丸皿。81・82は小皿で、ケズリ調整がなされている。なお、80・81の胎質は炆器質である。83は宝珠つまみを持ちかえりのついた蓋で、84は83を受ける鉢である。85は輪高台で丸みをもって立ち上がり玉縁状の口縁となる捏鉢。

86～95は蓋類。86・87はつまみのない笠部のみ蓋で、86は八角形を呈すると思われる。88は環状のつまみがついた蓋。89は落し蓋で、米切りの平底で、腰部が丸みを帯びて垂直に立ち上がり、口縁が折縁で、内面底につまみがつく。90～95は土瓶の蓋で14とはほぼ同様の形状を示す。94は笠部が三角形状を呈している。95以外は鉄釉である。90～93は美濃のいわゆる松皮土瓶で、94は同じく糸目土瓶である。

96～98は土瓶の注口で、97・98は松皮土瓶のものである。99は行平の把手。100は灰色の餌入れて環状の把手がつく。101は底部より丸みをもって開いた小型の碗を呈した鉄釉の餌入れて、把手の有無・形状は不明である。102は土鍋で、鉄釉が施され紐状の耳がつく。103～105は鉄釉



第17回 遺構外出土陶器類(1)



第18回 遺構外出土陶磁器類(2)

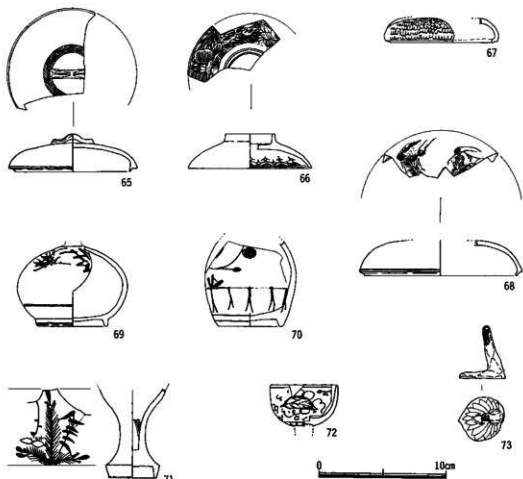
の土瓶で、103は糸目土瓶、104・105は松皮土瓶である。106・107は土瓶の底部である。

108～110はひょうそく。108・109は鉄釉、110は灰釉が施されている。美濃製であろう。111～114は土師質のもの。111は蓋で、笠部に花卉が刻まれている。112は煤が付着しており灯明皿と考えられる。113・114は糸切り底の皿である。

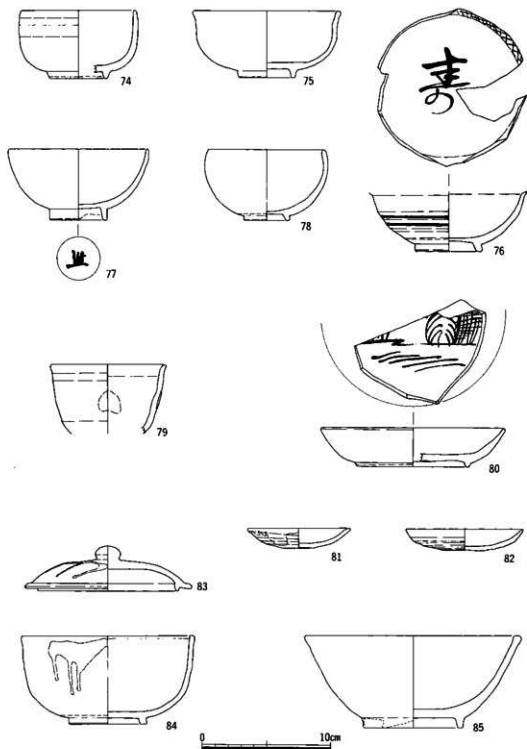
115～118は摺鉢。115は口縁下で若干くびれている。116～117は底部。118以外は瀬戸・美濃系と思われる。摺目は116は10条、117は14条、118は7条で、115は確認できない。

墨書のあるもの（第23図119・120）

119は器種不明の磁器の底部で、「吉本」と思われる。120はかわらけの一部で「瘡」という字が書いてあるが、その前の字は判読できない。



第19図 遺構外出土陶磁器類(3)



第20図 遠構外出土陶磁器類(4)

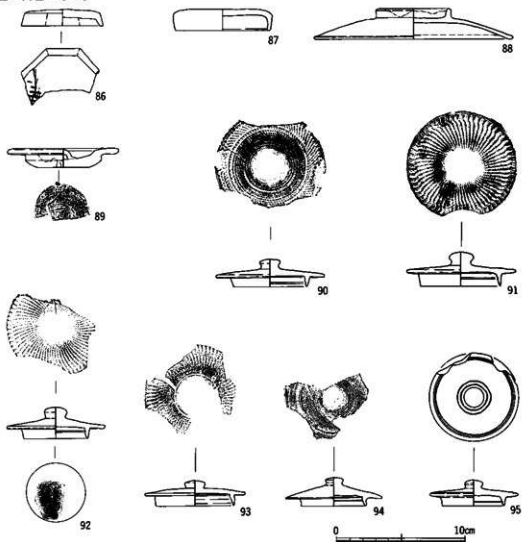
須恵器（第23図 121）

近世以前の遺物として、須恵器の破片1片を確認した。甕の肩部である。

第2節 玩具類（第24図）

土製の人形類（1～3）およびミニチュアを含む土製模造品（4～8）を玩具類とした。

1は恵比寿像。左脇に鯛を抱えている。型合わせの前面上半身のみである。2は武人像で、大きく欠損している。3は恵比寿像。表面の磨耗が激しい。やはり前面のみである。1のみ胎土が白色である。



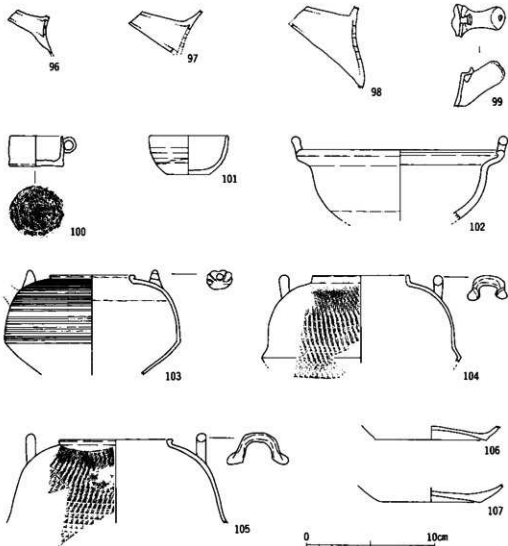
第21図 遺構外出土陶磁器類(5)

4は模造貨幣で「文政南鐘二朱銀」を模したものである。5は角盆と推定している。6は硯で、長方形の硯面は黒く塗られている。7・8は算盤で、8は一部欠損している。

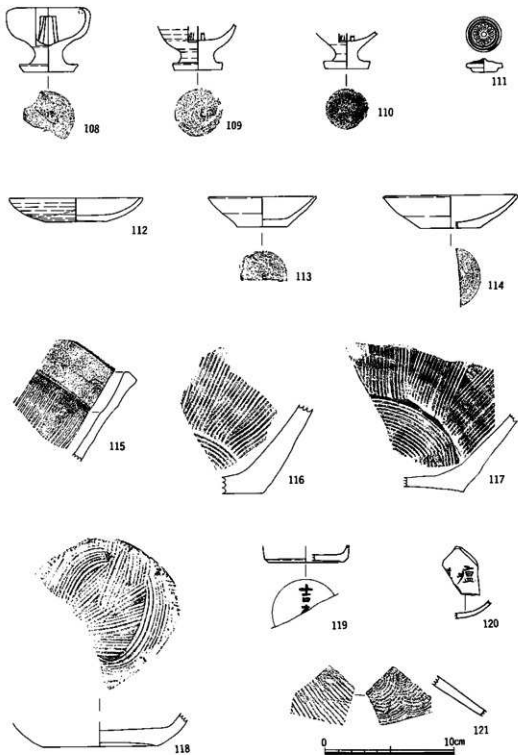
第3節 金属製品

煙管（第25図1～3）

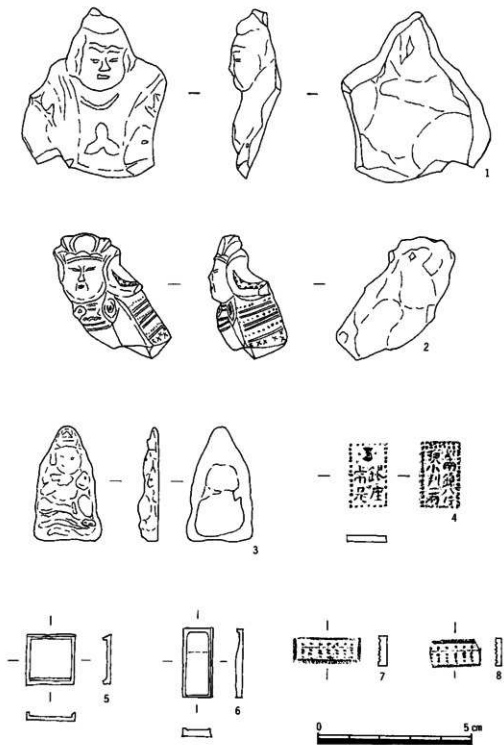
1・2は雁首。2は火皿の部分が欠損しており、羅字とつながる部分がつぶれている。3は吸い口で合わせ目を確認できる。



第22図 渡橋外出土陶器類(6)



第23圖 遼朝外出土陶磁器類(7)



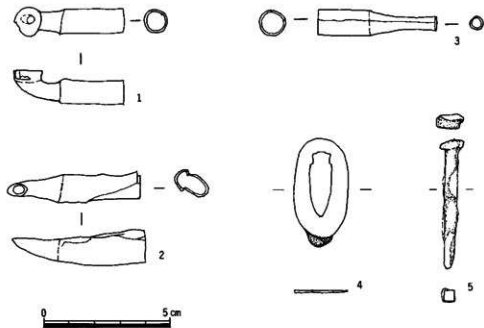
第24回 玩具類

切羽（第25図4）

銅製のいわゆる鉤止めである。

釘（第25図5）

いわゆる頭巻きの角釘である。



第25図 金属製品

第4節 錢貨類（第26図）

錢貨は8点出土したが、すべて「寛永通宝」である。寛永通宝は「古寛永」と「新寛永」に大別されるが、1・2が古寛永で3～7が新寛永である。8は腐食が激しく細部が観察できないが、寛永通宝と思われる。

第5節 石製品

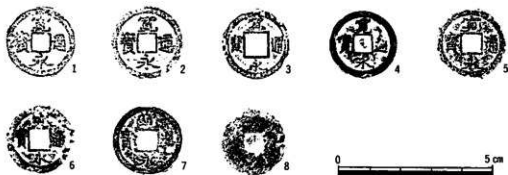
硯（第27図1・2）

1・2とも長方硯である。1は比較的小型のもので、墨堂（墨をする部分、丘、陸）の中央がやや窪んでいる。また、朱墨がごくわずか付着している。2は裏面に方形に区画されたいわ

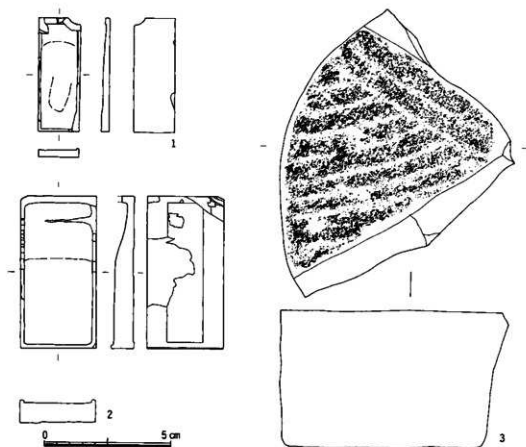
ゆる覆手があるが、銘文などはない。

石臼（第27図3）

約4分の1の破片である。かなり磨耗している。



第26図 銭貨類

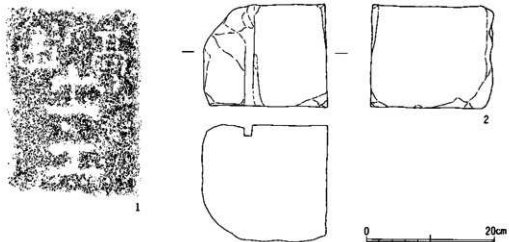


第27図 石製品

第6節 その他(第28図)

F 8 グリッドの攪乱層から、縦20cm、横20cm、高さ30cmの石柱状の石が見つかった。表面を平滑に調整してあり、文字が刻まれていた。1はその拓影である。「高山」と横に書かれ、縦に「土工」と書かれているようである。まだ下に続いていたようであるが、欠損している。

2は一辺約18cmの切り石で幅1.5cm深さ1.7cmのはぞが切つてある。E 9 グリッド、SP 01の南西部からみつかったもので、用水池あるいは溝に関係のあるものかもしれないが、詳細は不明である。



第28図 その他の遺物

第5章 まとめ

今回の発掘調査は、史跡高山陣屋跡の第3次復旧整備事業に向けての遺構確認をねらいとしたものであった。江戸時代の郡代役宅の跡は、明治以降も連続的に破壊・整地・建築を繰り返しており、残念ながら遺構・遺物の検出状況は良好ではなかったが、それでも、いくつかの興味深い遺構や、江戸時代の生活をしのばせる遺物も見つかった。

近年、東京を中心に江戸時代の遺跡の発掘調査が多くなり、今まではそれほど研究が進んでいなかった近世考古学が脚光を浴びてきている。本遺跡の発掘調査もそういった意味で意義のあるものと言えよう。

江戸時代の高山陣屋の建物の変遷をみると、大きく次の5期に分けることができる。

- I期 金森下屋敷の時期
- II期 高山陣屋設置以後の時期
- III期 享保10年の改築以後の時期
- IV期 文化13年の改築以後の時期
- V期 文政13年の改築以後の時期

I期は、下屋敷の建物が金森第3代重頼の時とすると、元和元（1615）年以降となる。飛騨が天領となったのは元禄5（1692）年であるが、金森下屋敷を代官所とし、高山陣屋と称したのは元禄8（1695）年のことであるので、これ以後がII期である。ただし、この時改築することなく利用したようなので、I期とII期においては建物は基本的には変わっていない。この時期の建物については形態・規模などがわかっていない。今回の発掘調査でも、確実にI・II期にまで遡る遺構は検出できなかった。

III期は享保10（1725）年の改築以後であるが、やはり建物配置などは不明である。今回の発掘調査では、竈跡が3基検出された。作り付けの竈が同時に複数の場所にあったとは考えにくい。後述するように、S F 01がV期、S F 02がIV期のものだとすると、S F 03がIII期のものになる可能性がある。

IV期は文化13（1816）年の改築以後である。絵図が残っており、S F 02が位置的に合致するようである。ただし、この時の改築では、郡代役宅の座敷・勝手廻りの建て替えは延期されている。従って、調査地点あたりのIII期からIV期にかけての詳細な変遷は不明であるが、S F 02がIII期からIV期にかけてのもので、S F 03がI期からII期にかけてのものになる可能性もある。

V期は文政13（1830）年の改築以後である。たびたび引用した文政13年の「出来形掛絵図」は当時の建物の様子を伝える貴重な資料である。単純に比較することはできないが、V期の遺

構として、SP 01・SF 01・SZ 01・SD 02・・SB 01をあげることができる。

出土遺物に関しては、近現代のものを多く含んだ状態で攪乱層から出土しているため、細かい分析が困難である。そういう中で、陶磁器類の中には、肥前系の磁器類などで前述のII・III期にまで確実に遡るものも散見できる点、あるいは、SZ 01から出土した甕は底部に「八十五」という墨書があり、郡代役宅での家財道具管理の様子的一端を窺い知ることができる点など、興味深いものも多く見つかった。

東京では江戸時代の藩邸などの発掘調査例が増加しているが、本遺跡の出土遺物に関しても、陶磁器類・玩具類・金属製品などの内容は、概ね同様のものと言うことができよう。

今回の発掘調査では、遺構に関しても、遺物に関しても、面としての広がりの中でとらえることはできず、点としてしか把握できなかったのは残念であった。しかし、飛騨地方の政治の中心地であった高山陣屋の歴史を研究して行く上で、貴重な資料を提供することができたのではないかと思う。

参 考 文 献

- 愛知県埋蔵文化財センター「名古屋城三の丸遺跡(II)」1990
 大橋康二「肥前陶磁」1989
 岡山県古代古備文化財センター「岡山城二の丸跡」1991
 各務義章「高山陣屋」1986
 岐阜県教育委員会「史跡高山陣屋跡修理及び環境整備工事報告書」1974
 岐阜県教育委員会「史跡高山陣屋跡環境整備調査報告書」1976
 岐阜県教育委員会「史跡高山陣屋跡第二次復旧修理及び環境整備工事報告書」1984
 白金船址(特別養護老人ホーム建設用地)遺跡調査団「白金船址遺跡1」1988
 古泉弘「江戸を掘る」1983
 新宿区教育委員会「三栄町遺跡」1988
 新宿区四谷三丁目遺跡調査団「四谷三丁目遺跡」1991
 田口昭二「美濃焼」1983
 高山市教育委員会「高山城跡発掘調査報告書I」1986
 東京大学遺跡調査室「東京大学本郷構内の遺跡 理学部7号館地点」1989
 東京大学遺跡調査室「東京大学本郷構内の遺跡 医学部附属病院地点」1990
 東京大学遺跡調査室「東京大学本郷構内の遺跡 法学部7号館・文学部3号館建設地遺跡」1990
 東京都教育委員会・朝日新聞社「お江戸八百八町 東京の遺跡展」1991
 都立学校遺跡調査会「白鷺」1990
 柏崎彰一他「日本やきもの集成 3 瀬戸 美濃 飛騨」1980
 藤本強「埋もれた江戸」1990
 文化財建造物保存技術協会「重要文化財旧大田協本陣林家住宅修理工事報告書」1985

遺物観察表

陶磁器類

押印番号	図版	遺構・地区	種別	器種	口径・底径・高さ	備考
13-1	7-1	S P 01	磁器	碗	6.6・3.4・4.1	染付 赤墨賦文 肥前系
2	7-3	"	"	"	7.0・3.2・5.0	" "
3	"	"	"	"	8.4・4.6・4.5	" 瀬戸・美濃系
4	"	"	"	"	6.6・2.6・3.8	" 肥前系 19C
5	7 1	"	"	"	6.6・3.2・4.8	" "
6	"	"	"	"	5.4・3.0・3.9	色絵 焼き籠ぎ " 19C
7	"	"	"	"	6.6・3.6・4.8	染付 瀬戸・美濃系
8	7-2	"	"	蓋物	17.0・6.2・9.3	" 肥前系 18C
9	7-3	"	"	"	—・3.0・—	" "
10	"	"	"	"	1.8・—・—	" 肥前系
11	"	"	"	紅皿	4.4・1.2・1.5	白磁
14-12	8-1	"	陶器	碗	6.6・3.2・4.9	
13	"	"	"	油徳利	2.0・—・—	鉄軸
14	7-3	"	"	蓋	6.4・—・1.9	" 糸目土瓶 美濃 19C
15	8-2	"	"	小皿	6.2・2.1・1.6	在地系
16	"	"	"	"	6.8・2.4・1.4	"
17	"	"	"	灯明皿	6.8・2.8・1.4	瀬戸・美濃系
18	"	"	"	"	7.4・3.4・1.3	
19	8-1	"	"	筒形碗	1.8・3.8・5.8	太白焼
20	8-3	"	"	植木鉢	11.6・7.2・7.4	
21	"	"	"	汁次	7.4・8.0・9.2	
22	8-4	"	"	土鍋	15.6・5.0・—	鉄軸
23	7-3	"	"	土瓶	—・—・—	青土瓶
15-24	"	"	"	蓋	5.8・—・1.8	万古系
25	"	"	"	急須	6.2・6.8・6.8	"
26	"	"	"	"	—・—・—	" 注口
27	"	"	"	"	—・—・—	" 把手
28	8-5	"	土器	皿	10.2・—・1.4	
29	"	"	"	"	9.4・—・1.7	
30	"	"	"	"	10.0・—・1.6	
16-31	9-1	S F 01	磁器	碗	8.0・3.0・4.8	
32	"	"	陶器	灯明皿	9.8・3.4・1.8	
33	"	"	"	土瓶	—・7.4・—	底部
34	"	S F 03	磁器	不明	—・6.6・—	

押図番号	図版	遺構・地区	種別	器種	口径・底径・高さ	備 考
16-35	9-2.3	S Z 01	陶器	甕	16.4・11.0・14.9	底部に黒書「八十五」
36	9-1	"	磁器	碗	9.0・3.4・4.8	
37	"	"	"	小杯	4.8・1.6・2.3	染付
38	"	"	土器	皿	8.6・—・—	
39	"	S E 01	陶器	碗	—・—・—	拳骨茶碗 鉄釉
40	"	S X 01	磁器	"	10.0・4.0・4.7	染付
41	"	"	"	"	9.8・—・—	"
42	"	"	陶器	"	8.6・5.2・6.1	鉄釉
17-43	10-1	E 8	磁器	"	9.8・3.4・5.5	染付 瀬戸・美濃系 19C前半
44	"	C 4	"	"	7.8・3.2・4.7	" " "
45	11-1	E 6	"	"	10.3・3.6・5.4	" 肥前系 19C
46	"	E 8	"	"	10.0・3.8・4.9	" " "
47	10-1	E 6	"	"	10.2・3.7・5.7	"
48	"	E 4	"	"	10.4・3.8・5.8	" 瀬戸・美濃系 19C前半
49	"	D 5	"	"	10.8・4.0・5.4	" " "
50	"	F 5	"	小杯	7.0・2.4・2.8	
51	11-4.5	C 4	"	皿	—・11.2・—	染付 肥前系 18C前半
52	10-1	D 9	"	"	10.0・6.4・2.0	" " 18C
53	"	D 4	"	"	—・6.4・—	"
18-54	"	D 7	"	"	14.4・8.4・3.6	"
55	"	D 5	"	"	—・7.6・—	"
56	"	C 4	"	"	9.8・6.2・2.3	" 菊皿 肥前系 18C
57	"	"	"	"	12.0・5.4・2.8	" "
58	11-2	C 5	"	"	13.4・5.8・3.7	" "
59	10-1	F 4	"	角皿	—・—・4.2	"
60	10-2	E 5	"	段重	7.4・3.6・3.1	"
61	"	D 4	"	不明	—・3.8・—	"
62	10 2	D 9	"	"	—・4.4・—	" 肥前系 19C
63	11-3	F 5	"	蓮華	—・—・—	" " "
64	"	D 5	"	"	—・—・—	" " "
19-65	10-2	C 5	"	蓋	9.8・—・2.8	"
66	"	E 8	"	"	10.2・—・3.0	"
67	"	D 9	"	"	9.0・—・—	"
68	"	B 3	"	"	13.2・—・—	"
69	"	C 7	"	油壺	—・5.4・—	" 肥前系 18C

挿図番号	図版	遺構・地区	種別	器種	口径・底径・高さ	備考
19-70	10-2	不明	磁器	徳利	7.0・5.0・—	染付
71	"	E 5	"		—・3.6・—	" 肥前系 18C
72	"	C 8	"	仏飯器	5.2・—・—	" " "
73	11-3	C 4	"	芯押え	3.5・—・4.2	" 19C
20-74	12-1	E 6	陶器	碗	9.4・4.2・5.4	
75		E10	"	"	11.6・3.9・5.3	
76	13-1	A 3	"	"	—・5.0・—	
77	12-1	D 6	"	"	11.0・4.0・5.6	
78	"	D 4	"	"	9.6・3.2・5.6	
79	"	C 8	"	"	9.2・—・—	華骨茶碗
80	"	E 6	"	皿	14.5・8.4・3.1	
81	"	D 5	"	"	8.2・2.2・1.6	
82	"	D 7	"	"	9.2・3.0・1.7	
83	13-2	C 9	"	鉢	13.6・5.2・7.1	
84	"	"	"	蓋	17.2・—・3.6	
85	13 3	B 7	"	鉢	17.0・7.0・7.4	
21-86	12-1	D 8	"	蓋	6.4・—・1.3	
87	"	E 6	"	"	8.0・—・1.7	
88	"	E 7	"	"	15.6・—・2.4	
89	"	E 6	"	"	8.8・—・1.5	落し蓋
90	12-2	"	"	"	8.6・—・2.2	松皮土瓶
91	"	E19	"	"	8.6・—・2.7	"
92	"	F 6	"	"	7.8・—・2.5	"
93	"	D 8	"	"	8.0・—・2.1	"
94	"	F 4	"	"	7.6・—・2.3	糸目土瓶
95	"	"	"	"	7.0・—・2.1	土瓶
22-96	"	E 9	"	土瓶	—・—・—	注口
97	"	C 7	"	"	—・—・—	松皮土瓶注口
98	"	F 5	"	"	—・—・—	" "
99		C 3	"	行平	—・—・—	把手
100	13-4	E 4	"	割猪口	4.4・4.0・2.4	灰釉
101	"	D 5	"	" ?	6.4・3.2・3.1	鉄釉
102	14-1	E 5	"	土鍋	16.4・—・—	"
103	13-5	E 6	"	土瓶	13.8・—・—	糸目土瓶
104	12-2	E10	"	"	15.6・—・—	松皮土瓶

神図番号	図版	遺構・地区	種別	器 種	口径・底径・高さ	備 考
105	12-2	E 6	陶器	土瓶	—・—・—	松皮土瓶
106	"	C 6	"	"	—・8.6・—	底部
107	"	C 4	"	"	—・7.6・—	"
23-108	13-6	E 5	"	Dz ₁ トク	6.6・4.0・5.1	鉄胎 美濃
109	"	F 3	"	"	—・3.8・—	
110	"	C 8	"	"	—・3.4・—	
111	14-1	E 7	土器	蓋	2.8・—・1.1	
112	"	C 7	陶器	灯明皿	10.6・4.8・1.9	
113	"	F 5	土器	皿	8.6・4.0・2.4	
114	"	E 7	"	"	10.6・4.6・2.6	
115	"	D 8	陶器	摺鉢	—・—・—	
116	"	"	"	"	—・—・—	
117	"	F 5	"	"	—・—・—	
118	"	不明	"	"	—・8.8・—	
119	14-2	C 6	磁器	碗	—・5.6・—	墨書「吉本？」
120	"	E 6	土器	皿	—・—・—	墨書「産」
121	14-1	D 9	須恵器	甕	—・—・—	

玩具類

挿図番号	図版	遺構・地区	種別	法量	備考
1	15-1	D 8	人形 (恵比寿像)	現在高5.6 最大幅4.9	前面上半身のみ
2	"	S P 01	" (武人像)	現在高4.4 最大幅3.9	大きく欠損
3	"	F 5	" (恵比寿像)	高さ3.8 最大幅2.2	前面のみ
4	"	S P 01	土製模造品 (貨幣)	縦2.2 横1.4 厚さ0.2	文政南線二朱銀
5	"	"	" (角盆?)	縦1.7 横1.7 厚さ0.2	
6	"	"	" (硯)	縦2.3 横1.0 厚さ0.2	
7	"	"	" (算盤)	縦0.9 横2.3 厚さ0.3	
8	"	"	" (?)	縦1.0 横1.7 厚さ0.2	一部欠損

鉄貨

挿図番号	図版	遺構・地区	銭 銘	銭径 (cm)	孔径 (cm)	備考
1	15-3	E 5	寛永通宝	2.3	0.6	古寛永
2	"	S P 01	"	2.4	0.6	"
3	"	B 1	"	2.2	0.7	新寛永
4	"	C 4	"	2.2	0.6	"
5	"	B 9	"	2.2	0.6	"
6	"	E 6	"	2.2	0.7	"
7	"	S P 01	"	2.3	0.6	"
8	"	E 6	" ?	2.2	0.6	腐食が激しく判読不能

金属製品

挿図番号	図版	遺構・地区	種別	法量 (cm)	備考
1	15-2	F 5	煙管 (雁首)	全長 4.3 火口径1.0	
2	"	F 5	"	全長 5.3	火皿部欠損
3	"	D 5	煙管 (猴口)	全長 4.6 最大幅 1.0	
4	"	S P 01	切羽	長径3.9 短径2.1 厚さ0.1	
5	"	S F 02	釘 (頭巻釘)	全長5.1	

石製品

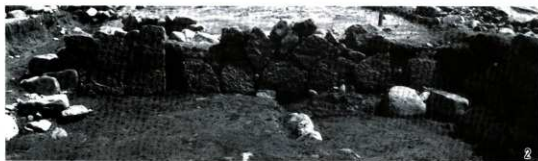
挿図番号	図版	遺構・地区	種別	法量 (cm)	備考
1	16-1	C 5	硯	長さ9.0 幅3.2 高さ0.7	
2	"	S F 01	"	長さ12.0幅6.0 高さ1.8	
3	16-2	F 5	石臼	最大幅20.0高さ10.0	



1. 発掘調査前全景 2. 高山陣屋跡調査区全景



1. H1~I1トレンチ 2. 作業風景 3. C2トレンチ 4. C3トレンチ



1. 用水池跡 (SP01) 2. SP01南壁 3. 窟跡 (SF01)



1. 竈跡 (S F 02) 2. 竈跡 (S F 03) 3・4. S F 02出土の整形された石



1. 地下式石室跡 2. 溝跡 (S D01) 3. 溝跡 (S D03)



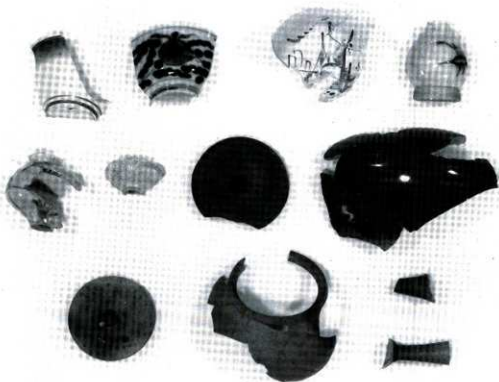
1. 井戸跡 (SE01) 2. 調査区南部 3. 性格不明の石組み (SX01)



1



2



3

1·2·3. SP01出土陶磁器類(1)



1



2



3

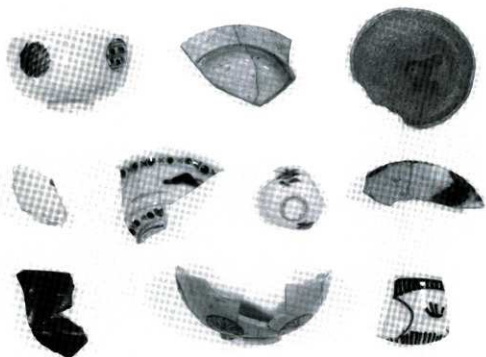


4



5

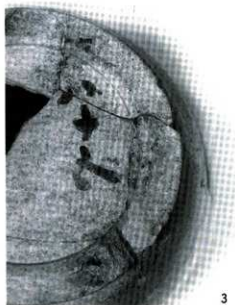
1·2·3·4·5, SP01出土陶磁器類(2)



1

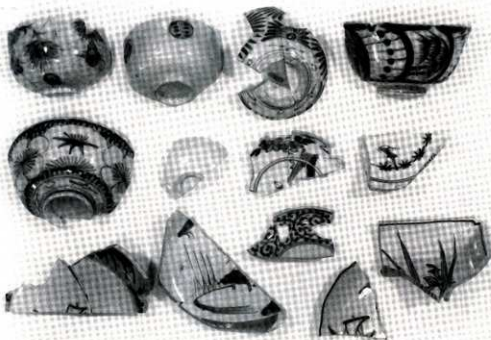


2



3

1. 各遺構出土陶磁器類 2. S Z 01出土の甕 3. S Z 01出土の甕の底部



1



2

1·2. 遺構外出土陶磁器類(1)



1



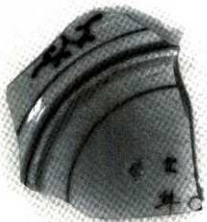
2



3

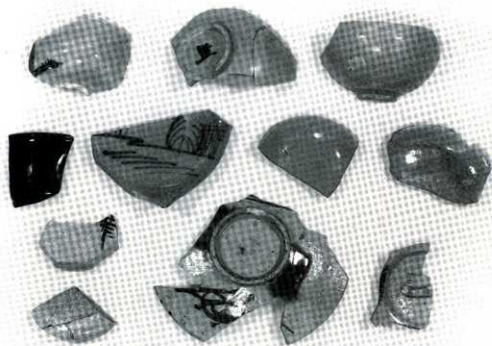


4

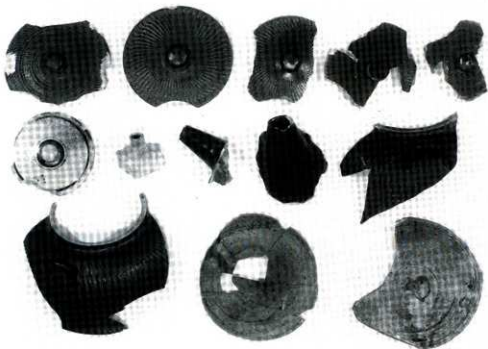


5

1·2·3·4. 遺構外出土陶磁器類(2) 5. 磁器皿底部



1



2

1・2. 遺構外出土陶磁器類(3)



1



2



3



4



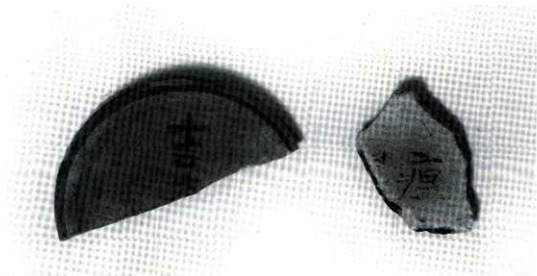
5



6



1

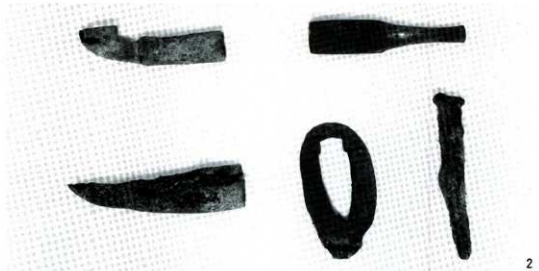


2

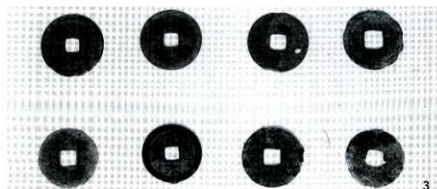
1. 遺構外出土陶磁器類(5) 2. 墨書のある陶磁器類



1

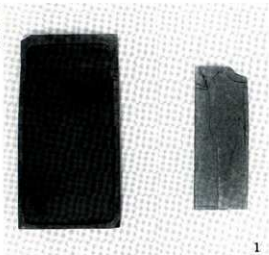


2



3

1. 玩具類 2. 金屬製品 3. 錢貨類



1



2



3



4

1. 石製品（硯） 2. 石製品（石臼） 3・4. その他の遺物

岐阜県文化財保護センター調査報告書 第1集

史跡高山陣屋跡

1992年3月25日 印刷

1992年3月31日 刊行

編集・発行 岐阜県本巣郡穂積町牛牧宮下 395

財団法人 岐阜県文化財保護センター

印刷 西濃印刷株式会社

